平成３０年（フ）第５４号
千葉県富里市七栄480番地82
債務者　平山　征夫
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　敬
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月12日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第８３号
相模原市南区南台５丁目21番５号　コスモ南台103
債務者　中川　尚也（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　修司
4　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４０号
静岡県浜松市東区天龍川町872番地、前住所静岡県浜松市東区天龍川町303番地の３ジェイハイム東浜松1009号室
債務者　河原　正明
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安間　俊樹
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月５日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
静岡県富士市中里298番地の１　ガーデンコートＫ　Ｂ―105号
債務者　石原　和明
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　有二
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月14日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１５１号
千葉県松戸市松戸新田553番地の２　オーシズ定山202号
債務者　馬込久美子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大作　公夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月18日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６４２号
東京都江戸川区篠崎町１丁目19―７
債務者　風見　郁代
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　省二
4　破産債権の届出期間　平成30年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６８号
静岡県熱海市昭和町６番23号　久遠会館１Ｆ、前住所静岡県伊東市宇佐美3242番地の225フジタ宇佐美第二マンション406号
債務者　梅原　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　和晃
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１６１６号
栃木県宇都宮市今泉４丁目３―10
債務者　加藤　　賢
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　義龍
4　破産債権の届出期間　平成30年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５０３号
東京都目黒区自由が丘２丁目２―17―504
債務者　保利　直助
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　克也
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６０４号
東京都渋谷区笹塚１丁目48―19―507
債務者　島倉　嘉作
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　郁夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６０５号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９―50―321
債務者　吉田　信昭
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　郁夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９号
新潟市中央区上所１丁目12番Ｂ―835号
債務者　稲田　　傑
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前11時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３１号
北九州市八幡西区上上津役２丁目１番18―107号
債務者　中山　一樹
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目13番11号　コーポ山下201号
債務者　石堂　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾之上　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市上福元町5472番地１
債務者　堀内　一見
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係